

令和 7 年 7 月 1 4 日

保護者各位

小金井市教育委員会

熱中症事故防止に係る熱中症特別警戒情報「熱中症特別警戒アラート」発表時の学校の対応について

日頃より本市の教育施策へのご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、熱中症警戒情報「熱中症警戒アラート」より危険度の高いことを示す、熱中症特別警戒情報「熱中症特別警戒アラート」が令和 6 年 4 月に創設されました。

そのため、今後、「熱中症特別警戒アラート」が発表された際に、市立小・中学校で迅速な対応が図られるよう、当面の対応について下記の通り取りまとめました。

つきましては、お子様の安全を確保し、健康被害を防ぐため、ご家庭においても「熱中症特別警戒アラート」等の発表に備えていただけますようお願いいたします。

記

- 1 「熱中症特別警戒アラート」が発表された翌日（熱中症特別警戒当日）は、市立小・中学校を「臨時休業」とし、校内外での教育活動について、原則として「中止又は延期」とします。
- 2 校外学習や宿泊学習等で、「熱中症特別警戒アラート」が発表された都道府県以外の場所での活動については、当該の都道府県の状況を把握し、活動内容等について適切に判断します。
- 3 部活動については、「原則禁止」とします。なお、「熱中症特別警戒アラート」が発表された翌日（熱中症特別警戒当日）が部活動の大会の場合で、主催団体等の判断で大会の開催が決定した際は、学校と教育委員会で協議し、参加の可否を判断することとします。
- 4 「熱中症特別警戒アラート」発表時には、学校から各ご家庭に向けて、臨時休業のお知らせや一人一台端末等を活用した学習等について、まなびポケット保護者連絡アプリ等でお知らせします。
- 5 その他
 - (1) 「熱中症特別警戒アラート」と「熱中症警戒アラート」は別のものです。熱中症警戒アラート発令では、臨時休業とはなりません。
 - (2) 熱中症特別警戒アラートは、東京都内全ての情報提供地点における翌日の日最高暑さ指数（WBGT）が 35 以上の際に、前日の 10 時に予告、前日の 14 時に正式発表されます。

※ 東京都内には、暑さ指数（WBGT）の情報提供地点が 11 か所（小河内、青梅、八王子、府中、練馬、東京、江戸川臨海、大島、三宅島、八丈島、小笠原）あります。

【お問い合わせ】小金井市教育委員会指導室 電話 042-387-9877